

公共調達に適正化に関する関係省庁連絡会議の設置について

平成17年12月26日
関係省庁申合せ
平成18年2月15日
一部改正

1. 公共工事の入札契約の改善その他の公共調達の適正化について、関係省庁間の緊密な連携を確保し、施策の円滑な実施を図るため、内閣に、公共調達の適正化に関する関係省庁連絡会議（以下「連絡会議」という。）を設置する。
2. 連絡会議の構成は、次のとおりとする。ただし、議長は、必要があると認めるときは、構成員を追加することができる。

| | |
|-----|--------------------|
| 議長 | 内閣官房副長官補 |
| 構成員 | 内閣法制局総務主幹 |
| | 人事院事務総局総括審議官 |
| | 内閣府大臣官房長 |
| | 宮内庁管理部長 |
| | 公正取引委員会事務総局官房総括審議官 |
| | 警察庁長官官房長 |
| | 防衛庁防衛参事官 |
| | 金融庁総務企画局総括審議官 |
| | 総務省大臣官房長 |
| | 総務省自治行政局長 |
| | 法務省大臣官房長 |
| | 外務省大臣官房長 |
| | 財務省大臣官房長 |
| | 財務省主計局長 |
| | 文部科学省大臣官房長 |
| | 厚生労働省大臣官房長 |
| | 農林水産省大臣官房長 |
| | 経済産業省大臣官房長 |
| | 国土交通省大臣官房長 |
| | 国土交通省総合政策局長 |
| | 環境省大臣官房長 |

| | |
|--------|-------------------|
| オブザーバー | 公正取引委員会事務総局経済取引局長 |
| | 衆議院事務局庶務部長 |

参議院事務局管理部長
最高裁判所事務総局経理局長
会計検査院事務総局次長

3. 連絡会議の下に幹事会を置く。幹事会の構成員は、関係行政機関の職員で議長の名する官職にある者とする。
4. 連絡会議（幹事会を含む。以下同じ。）の庶務は、財務省及び国土交通省の協力を得て、内閣官房において処理する。
5. 前各項に定めるもののほか、連絡会議の運営に関する事項その他必要な事項は、議長が定める。

(参考)

公共調達の適正化に関する関係省庁連絡会議 幹事会

| | |
|--------|------------------------|
| 議長 | 内閣官房内閣参事官（内閣官房副長官補付） |
| 構成員 | 内閣法制局長官総務室会計課長 |
| | 人事院事務総局会計課長 |
| | 内閣府大臣官房会計課長 |
| | 宮内庁管理部管理課長 |
| | 公正取引委員会事務総局官房総務課長 |
| | 警察庁長官官房会計課長 |
| | 防衛庁長官官房施設課長 |
| | 金融庁総務企画局総務課長 |
| | 総務省大臣官房会計課長 |
| | 総務省自治行政局行政課長 |
| | 法務省大臣官房施設課長 |
| | 外務省大臣官房会計課長 |
| | 財務省大臣官房会計課長 |
| | 財務省主計局法規課長 |
| | 文部科学省大臣官房会計課長 |
| | 文部科学省大臣官房文教施設企画部施設企画課長 |
| | 厚生労働省大臣官房会計課長 |
| | 農林水産省大臣官房経理課長 |
| | 経済産業省大臣官房会計課長 |
| | 国土交通省大臣官房会計課長 |
| | 国土交通省大臣官房地方課長 |
| | 国土交通省大臣官房技術調査課長 |
| | 国土交通省総合政策局建設業課長 |
| | 環境省大臣官房会計課長 |
| オブザーバー | 公正取引委員会事務総局経済取引局総務課長 |
| | 衆議院事務局庶務部電気施設課長 |
| | 参議院事務局管理部営繕課長 |
| | 最高裁判所事務総局経理局営繕課長 |
| | 会計検査院事務総長官房会計課長 |

公共調達適正化に向けた取り組みについて(概要)

公共工事における入札談合事件の摘発を踏まえた談合排除の必要性
随意契約における不透明性・非効率性についての指摘

公共工事における入札契約の改善
随意契約の適正化

公共工事等の入札契約の改善

1. 公共工事の入札契約の改善

一般競争方式の拡大と総合評価方式の拡充(18年度～)

予定価格2億円以上の工事は基本的に一般競争方式に移行
(金額ベースで対象工事の概ね3分の2をカバー)(2億円未満もできる
限り導入に努める)

総合評価方式の拡充(国交省の目標値(金額ベース50%超)を参考に今
年度中に目標値設定) 評価項目の複数化・多様化を通じ談合抑制。
国以外の発注者への普及

中央建設業審議会における条件整備の中間とりまとめ(17年度中)

市場機能を活用した企業評価のための入札バンド
本格的技術力競争のための多段階審査等
透明性・公正性確保のための第三者機関の活用

一般競争方式等の入札契約手続きの改善

入札情報の公表方法の透明性等の向上 インターネット公表等
入札契約過程の監視の強化
入札監視委員会の活用、公正取引委員会との連携強化等
パネルティの強化 入札参加の停止期間最長24ヶ月のルール化等
電子入札の一層の活用
「談合情報対応マニュアル」策定を全省庁に拡大

2. 公共工事以外の入札契約の改善

適切な入札参加資格の設定や仕様書作成
予定価格の適正な設定等

随意契約の適正化

1. 随意契約の緊急点検と随意契約見直し計画の作成

公益法人等と締結された全ての随意契約(17年度)について点検
(重点点検項目)
随意契約による理由
・「契約の性質又は競争を許さない場合」による契約
・再委託の状況

点検結果の中間報告(17年度末時点の状況)

問題のあったもの、見直しの余地があるものについては
18年度以降、委託等を取り止め
一般競争入札等への移行 等

「緊急点検結果の一覧表」及び「随意契約見直し計画」を18年
6月を目的に公表

公共調達適正化関係省庁連絡会議に報告、各省庁HPに掲載

2. 随意契約の公表の充実等

随意契約の公表の適切な実施
財務省通知(H17.2.25)の実施状況の点検及び改善
随意契約公表ポータルサイトの新設
本省庁のHPから、全ての地方支分部局等のHPへ直接リンク
公益法人等との随意契約理由を具体的かつ詳細に記載
公益法人等との随意契約に係る決裁体制の強化
公益法人等との随意契約に係る内部監査の重点実施

公共調達の適正化に向けた取り組みについて

平成18年2月24日
公共調達の適正化に関する
関係省庁連絡会議

公共調達については、公共工事において入札談合事件の摘発が行われ、談合排除の徹底が求められているほか、随意契約において透明性・効率性の確保から問題があるとの指摘もある。

このような状況を踏まえ、入札談合の排除を徹底するとともに、随意契約等の一層の適正化を図るため、政府は、当面、以下の施策を迅速かつ適切に実施する。

I. 公共工事等の入札契約の改善

1. 公共工事の入札契約の改善

(1) 政府の取り組み

① 一般競争方式の拡大

各省庁が国内において発注する工事のうち予定価格が2億円以上の工事については、工事目的物の有する特殊性に鑑み一般競争方式に適さないものを除いて、一般競争方式によることとし、平成18年度当初から、できる限り速やかにその拡大を図る。

また、予定価格が2億円未満の工事についても、不良・不適格業者の排除や事務量増大の抑制等のための措置を講じつつ、できる限り一般競争方式の導入に努める。

② 総合評価方式の拡充

各省庁は、公共工事の品質確保の促進に関する法律（以下「公共工事品質確保法」という。）の趣旨を踏まえ、技術的な工夫の余地がある工事（小規模な工事を除く。）について、価格以外の要素と価格とを総合的に評価して落札者を決定する総合評価方式を拡充することとし、評価基準や実施要領の整備等円滑な実施に必要な措置を講じつつ、当面の目標となる総合

評価実施割合を定め、平成18年度当初から、できる限り速やかにその拡大を図る。

実施割合の設定に当たっては、国土交通省の目標値（平成18年度5割超（金額ベース））を参考とし、各省庁の工事の状況等を勘案しつつ、積極的な目標を平成17年度内に設定する。

③ 一般競争方式の拡大と総合評価方式の拡充に関する条件整備

各発注者が円滑に上記①及び②の改善策を講じることができるよう、国土交通省は関係省庁と協力して、中央建設業審議会において一般競争方式の拡大と総合評価方式の拡充に関する条件整備について、とりまとめを行う。

特に、市場機能を活用した企業評価のための入札ポンド、本格的技術力競争のための多段階審査等、透明性・公正性確保のための第三者機関の活用等については、早急な検討のうえ平成17年度内に中間取りまとめを行う。

④ 一般競争方式等における入札契約手続きの改善

各省庁は、一般競争方式等における入札契約手続きに関係する次の諸点について、入札談合等の排除の徹底を図る観点から点検を行い、必要な取り組みを行う。

ア 入札情報の公表方法の透明性等の向上

公共工事の入札及び契約の適正化に関する法律（以下「入札契約適正化法」という。）第5条に定める公共工事の入札情報をインターネットで公表する等入札情報の公表方法についての透明性等の一層の向上を図る。

イ 入札契約過程の監視の強化

例えば、入札監視委員会等の第三者機関の活用や工事費内訳書の有効な活用、入札結果の事後的・統計的分析による談合疑義案件の有無の確認と公正取引委員会との連携強化等、入札契約過程の監視の強化に必要な取り組みを行う。

ウ ペナルティの強化

大規模・組織的な談合であって、特に悪質性が際立っている場合における入札参加の停止を最長24ヵ月とすることをルール上明確化する等ペナルティの強化を図る。

エ 電子入札の一層の活用

電子入札の一層の活用等について、例えば、電子入札未導入の場合に

における実証実験の実施等、必要な取り組みを行う。

オ 談合情報対応マニュアルの策定推進

入札契約適正化法第10条に基づく公正取引委員会への通知義務を的確に実施するため、全省庁において、談合情報を得た場合の取扱要領を策定する。

(2) 独立行政法人等の取り組みの促進

入札契約適正化法の対象となっている独立行政法人等の国の関係機関においても、上記(1)と同様の改善策が講じられるよう、関係省庁は所要の指導等を行う。

(3) 地方公共団体の取り組みの促進

地方公共団体においても、できる限り上記(1)と同様の改善策が講じられるよう、総務省及び国土交通省は協力して、次のような入札契約適正化法、公共工事品質確保法等に基づく取り組みを行う。

① 措置状況調査の実施

地方公共団体における公共工事の入札及び契約について、一般競争方式及び総合評価方式の拡充等入札契約制度の改善の観点から、地方公共団体における一般競争方式、総合評価方式等に関する取組状況を調査し、その結果を公表する。

② 入札契約適正化法に基づく要請の実施

上記結果等を踏まえ、各地方公共団体に対して入札契約適正化法に基づく要請を実施する。さらに、各種会議の場において、各地方公共団体に対し、その趣旨の周知徹底を図る。

③ 国と地方公共団体の連携の強化

一般競争方式の拡大と総合評価方式の拡充のための不良・不適格業者の排除、発注者の技術力向上のための講習会、研修会の開催等について国と地方公共団体の連携を強化する。

(4) 上記の取組を踏まえた措置

各発注者の取組状況等を踏まえつつ、一般競争方式の拡大、総合評価方式

の拡充等の取り組みを促進するため、入札契約適正化法に基づく適正化指針の改正等を検討する。

2. 公共工事以外の入札契約の改善

公共調達のうち、公共工事以外の入札を実施するに当たっては、下記によるものとする。

(1) 一般競争入札の適切な実施

入札による場合においては、原則として、一般競争入札によることとする。また、予算決算及び会計令第73条の入札参加資格は競争を適正かつ合理的に行うため必要なものに限られること、また、仕様書の作成においても競争を事実上制限するような内容とならないよう十分留意する。

(2) 入札に関する情報の適切な公表

入札に関する情報の公表について、国の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令により落札者の公示等が義務付けられている特定調達契約以外の入札に関しても、随意契約による場合に準じてホームページによる情報の公表に努めるものとする。

(3) 予定価格の適正な設定等

予定価格の適正な設定については、行政効率化推進計画（平成17年6月30日改定）において、各省庁の主要な取り組みとされていることに留意し、より一層の適正な設定に努めるものとする。また、不自然な入札結果の事後的・統計的分析を行う。

(4) その他

入札の方法による委託契約についても、財務省通知（平成17年2月25日財計第408号）において、再委託の承認等必要な措置を定めて適正な履行の確保に努めるとされていることに留意する。

II. 随意契約の適正化

1. 随意契約の緊急点検

各省庁が平成17年度に締結した随意契約のうち独立行政法人、特殊法人、認可法人及び所管公益法人並びに特定民間法人（以下「所管公益法人等」という。）との間で締結したものについて、下記の視点から、緊急点検を平成18年3月末までに行う。

また、点検において、随意契約によることが適切ではないと考えられる事例について順次整理することとする。

- (1) 随意契約によることとする理由が「契約の性質又は目的が競争を許さない場合」（会計法第29条の3第4項）である随意契約について、
 - ①契約の目的である事務・事業について、第三者に行わせることが不可能であるか、
 - ②随意契約の相手方が、再委託（外注等を含む。）を行っている随意契約について、「契約の性質又は目的が競争を許さない場合」として随意契約によることとした理由と不整合がある事態となっていないか、再確認を行う。
- (2) 随意契約によることとした理由が「契約の性質又は目的が競争を許さない場合」以外の随意契約についても、例えば、真に「緊急の必要により競争に付することができない場合」（会計法第29条の3第4項）であったか等、随意契約によることとする理由が適切であるかについて再確認を行う。

(注1) 点検に際しては、国の調達是一般競争入札が原則であることに十分留意するものとする。随意契約が適切か否かの判断については、主計局と連絡・調整することとし、各省庁の基準の整合性を図る。

(注2) 単に当該業務に精通していることのみをもって「契約の性質又は目的が競争を許さない場合」としているものは、仕様書、作業マニュアルの作成等により競争が可能であると考えられるため、随意契約によることとする理由としては、不適切である。

また、契約金額の相当部分が再委託先に支払われている場合や契約の目的となる事務・事業の大半を再委託先が実施している場合など、随意契約の相手方が当該事務・事業を実施する能力が十分でない場合には、「契約の性質又は目的が競争を許さない場合」として随意契約を行うことは適切ではないことに留意する。

(注3) 「特定民間法人」とは、公務員制度改革大綱（平成13年12月25日閣議決定）により、毎年12月に各府省が公表した退職した職員の「再就職状況の公表について」（過去3ヵ年分）において掲げられている民間法人及び各省庁が必要と認める法人をいう。

2. 随意契約の緊急点検結果を踏まえた見直し

上記の視点により、緊急点検を行った結果を踏まえ、所管公益法人等に係る随意契約について、以下の分類に従い見直し、平成18年6月を目途に各省庁において「随意契約見直し計画」を作成するものとする。

- (1) 問題があるものについては、平成18年度以降、新たな随意契約は行わないものとする。
- (2) 見直しの余地があるものは、やむを得ない場合（(3)に記載する場合）を除き、直ちに一般競争入札等に移行するものとする。
- (3) 仕様書、作業マニュアル等の整備等の準備が整えば、一般競争入札等によることが可能であると判断されるもので、準備に時間を要するものについては、「随意契約見直し計画」において、一般競争入札等に移行する時期及び手順を明らかにするものとする。

(注) 一般競争入札等に移行するに当たっては、予算決算及び会計令第73条の入札参加資格は競争を適正かつ合理的に行うため必要なものに限られること、また、仕様書の作成においても競争を事実上制限するような内容とならないよう十分留意する。

3. 随意契約の緊急点検結果及び見直しの内容等についての報告並びに公表等

(1) 随意契約の緊急点検結果等の報告及び公表

各省庁が点検を行った平成17年度に所管公益法人等との間で締結した随意契約について、

- ①財務省通知（平成17年2月25日財計第407号）により公表することとされている事項
- ②緊急点検の結果（問題のあるもの、見直しの余地があるもの、その他のもののうちいずれに該当するか）
- ③緊急点検の結果を踏まえて講ずる措置（平成18年度以降において当該事務・事業の委託等を行わないものとしたもの、一般競争入札等に移行したもの、一般競争入札等に移行するための準備に時間を要するものうちいずれに該当するか）

を明らかにした「緊急点検結果の一覧表」（別紙1）を作成し、平成18年6月を目途に関係省庁連絡会議に報告し、公表するものとする。

なお、問題がないもの、見直す余地のないもの、その他のものであって財務省通知（平成17年2月25日財計第407号）により公表対象とされていない随意契約に関しては、記載を要しないものとする。

（2）「随意契約見直し計画」の報告及び公表等

上記（1）の随意契約の緊急点検結果の報告等と関連して、平成18年6月を目途に「随意契約見直し計画」に関係省庁連絡会議に報告し、公表するものとする。

なお、各省庁において、「随意契約見直し計画」の実施状況について、別に定めるところによりフォローアップを行い、その結果を公表するものとする。

4. 随意契約に係る情報の公表の充実等

（1）随意契約に係る情報の公表の適切な実施

財務省通知（平成17年2月25日財計第407号及び第408号）について、その実施状況を各省庁において平成18年3月末までに点検する。

特に、

①地方支分部局等も含め、すべての公表対象随意契約について公表を行っているか、

②随意契約によることとした理由について、単に条文を引用するのではなく、具体的に記載しているか、

について留意して点検を行い、問題がある場合には、直ちに改善措置を講ずるものとする。

（2）随意契約公表ゲートウェイの新設

本省庁ですべての随意契約を一括して公表している場合を除き、本省庁の随意契約の公表を行うホームページからすべての外局、地方支分部局の随意契約の公表を行うホームページへの直接のリンクを行ったページ（随意契約公表ゲートウェイ）を早期に新設し、公表の一覧性を確保することで随意契約の透明性を高める。

（3）随意契約に係る情報の公表内容の充実

平成18年度以降において各省庁が締結した随意契約のうち、契約の相手方が所管公益法人等であるものについて、随意契約によることとした理由を具体的かつ詳細に記載するものとする。

5. 内部牽制の充実

(1) 決裁体制の強化

各省庁は、随意契約に係る決裁体制を見直し、所管公益法人等との間で随意契約を行う場合にあっては、契約権限が各部局等に委任されている場合であっても、必ず官房会計課等により、随意契約によることとした理由その他についての審査・決裁を経るよう決裁体制を強化する。

なお、官房会計課等が契約を締結する場合においても、複数の者により随意契約によることとした理由その他についての審査・決裁を経るよう措置する。また、地方支分部局等においても、各組織の実情に応じ、同様の措置を行う。

(2) 内部監査の強化

財務省通知（平成17年2月25日財計第407号）による各省庁における内部監査の重点的实施に関し、所管公益法人等との間の随意契約についても重点的に監査することとする。

6. その他

各省庁は、以上の措置の実施状況及び準備状況について、平成18年3月末時点の状況を取りまとめ、できる限り速やかに関係省庁連絡会議に中間報告するものとする。

平成17年度 所管公益法人等との間で締結された随意契約の緊急点検結果等について(省庁名)

| 所管公益法人等の名称 | 物品等又は役務の名称及び数量 | 契約担当官等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地 | 契約を締結した日 | 契約金額(千円) | 随意契約によることとした理由(具体的かつ詳細に記載) | 緊急点検の結果 | 講ずる措置 | 備考 |
|------------|----------------|------------------------------|----------|----------|----------------------------|---------|-------|----|
| | | | | | | | | |
| | | | | | | | | |
| | | | | | | | | |
| | | | | | | | | |
| | | | | | | | | |

(備考)

- (1) 各省庁が平成17年度に締結した随意契約のうち独立行政法人、特殊法人、認可法人及び公益法人並びに特定民間法人との間で締結したものについて記載すること(「特定民間法人」とは、公務員制度改革大綱(平成13年12月25日閣議決定)により、毎年12月に各府省が公表した退職した職員の「再就職状況の公表について」(過去3カ年分)において掲げられている民間法人及び各省庁が必要と認める法人をいう。)
- (2) 随意契約によることとした理由は、説明責任を十全に果たせるよう具体的かつ詳細に記載すること
- (3) 緊急点検の結果は、「問題があるもの」、「見直しの余地があるもの」、「その他のもの」に分類すること
- (4) 講ずる措置は、「18年度以降において当該事務・事業の委託等を行わないものとしたもの」、「一般競争入札等に移行するための準備に時間を要するもの」に分類すること(ただし、緊急点検の結果、「その他のもの」に分類されたものについては、「一」とする。)
- (5) 公表対象随意契約が単価契約である場合には、契約金額欄に契約単価または予定調達総額を記載するとともに、備考欄に単価契約である旨及び契約金額欄に単価を記載した場合には予定調達総額を記載する。
- (6) 必要があるときは、各欄の配置を著しく変更しない範囲で変更・調整を行うことができる。